

下松市監査委員公表第1号

令和5年3月23日

下松市監査委員 棟近 昭典

下松市監査委員 村田 丈生

住民監査請求について

令和5年3月7日付けで提出された住民監査請求については、別紙「下松市職員措置請求書却下通知書」のとおり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条に規定する請求の要件を満たしていないと判断し、これを却下することと令和5年3月20日付けで決定し、請求人に通知したので、公表します。

下松監第8号
令和5年3月20日

請求人

●● ●● 様

下松市監査委員 棟近 昭典

下松市監査委員 村田 丈生

下松市職員措置請求書却下通知書

令和5年3月7日付けで提出された地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条の規定による住民監査請求については、下記の理由により却下する。

記

1 請求の要旨

請求人から提出された令和5年3月7日付け住民監査請求（以下「本件請求」という。）の内容を要約すると、本件請求の要旨は次のとおりである。

A社は、平成16年7月・8月に、B社から産業廃棄物処理の依頼を受け、廃プラスチック類を公営処分場（周南東部環境施設組合）に廃棄していた。一般廃棄物しか持ち込めない公営処分場に産業廃棄物を持ち込むことは不法投棄にあたり違法である。

公費で運営している公営処分場に産業廃棄物を不法投棄し、不法投棄された産業廃棄物を公費で処理したこととなり、下松市長は公費の不正利用を見逃していた。このような行為を見逃して、いまだに下松市は、A社と一般廃棄物収集運搬の委託契約を結んでいる。

よって、下松市長に対し、A社との一般廃棄物収集運搬の委託契約を解除する措置を行うことを求める。

2 却下の理由

地方自治法第242条第1項の規定による住民監査請求は、地方公共団体の執行機関又は職員の財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実によっ

て地方公共団体に損害が発生した場合、あるいは発生するおそれがある場合等に、当該行為等を防止し、若しくは是正し、又は当該行為によって当該地方公共団体が被った被害を補填するために必要な措置を講ずべきことを住民が請求できる制度である。

また、住民監査請求は、地方自治法第242条第2項において、「当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これを行うことができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定されている。

本件請求において、下松市長が公費の不正利用を見逃していたとする当該行為は、平成16年のことであり、1年を経過しており住民監査請求を行うことはできない。

さらに、監査の対象となる行為等は、たとえ違法又は不当な財務会計上の行為、又は怠る事実があるとしても、地方公共団体に積極的損害（財産の減少）又は消極的損害（利益の逸失）を与え、ひいては住民全体の利益に反するものでなければならぬ旨が示されている。（最高裁平成6年9月8日判決）

これを本件請求についてみると、監査の対象となる財務会計行為は、本市とA社との間で締結されている一般廃棄物収集運搬の委託契約となる。委託契約の内容は、個別的・具体的に摘示されているわけではないが、当該委託契約により市に損害は発生していないし、発生するおそれもない。

よって、本件請求は、地方自治法第242条に定める住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、却下する。